

公告

長瀬産業健康保険組合
理事長 山内 孝典



規約の一部変更について

平成27年2月13日開催の第117回組合会において、介護勘定における予備費に係る規約の一部変更について、承認されましたので、公告します。

新旧条文対照表

新

旧

(予備費の費途)

第48条 一般勘定のうち、予備費を充てること
できる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 組合会費
- (3) 保険給付費
- (4) 拠出金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金
- (7) 財政調整事業拠出金
- (8) 雑支出
- (9) 連合会費

2. 介護勘定のうち、予備費を充てること
できる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 納付金
- (2) 還付金

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(予備費の費途)

第48条 予備費を充てることのできる費途は、
次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 組合会費
- (3) 保険給付費
- (4) 拠出金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金
- (7) 財政調整事業拠出金
- (8) 雑支出
- (9) 連合会費